

参加希望の企業の皆様へ

1. 雇用形態について

今年度は、「正社員」限定の面接会とさせていただきますので、正社員の採用についてご協力をお願いいたします。

2. 労働保険・社会保険の適用について

求人申込みの際には、各種法令による労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用を確認させていただいております。現在、労働者があり、労働保険・社会保険の適用要件を満たしている（加入義務がある）ものの、まだ手続きをしていない場合には、すみやかに手続きをお願いいたします。

3. 新規学校卒業予定者の採用について

新規学校卒業者（高等学校卒業予定者、専門学校・短大・大学卒業予定者（既卒3年以内含む））の採用については、一般求人と異なり、ハローワークに求人を提出した場合には、事業主の一方的な求人数の変更、求人取消等はできません。新規学校卒業者については、どこの職場にどの程度の能力を要する者を何名採用するか慎重に検討した上で、新規高等学校卒業者を何名、新規大学卒業者を何名など、的確に採用計画を策定してください。

なお、新規高等学校卒業予定者については、「埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」により、原則1人1社の応募・推薦としているため、面接会当日は、正式な面接前の「予備面接会」という位置づけになっており、本人が正式応募を希望した場合には、後日企業での正式面接を行っていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

4. 「就職面接会参加調査書」の記入について

- ・「対象」欄は、「新卒（高卒）」、「新卒（専修卒・高専卒・短大卒・大卒・大学院卒）」、「一般」からお選びください（複数回答可）。
- ・「求人番号」欄は、その募集職種について、すでにハローワークに提出している「新卒求人」または「一般求人」がある場合には、その求人番号をご記入ください。（不明な場合には、空欄のままで大丈夫です。）
- ・募集職種における「外国人留学生等の採用」について、検討可能の場合には「はい」、受入態勢等の理由で難しい場合には「いいえ」に、それぞれ○印を付けてください。
- ・「面接会当日参加予定者」は、現在予定している貴社の面接会当日の参加予定者をご記入ください。参加者は、1社につき2名までとさせていただきます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

裏面へ続く

5. 求人に係る年齢制限等について

面接会参加となった場合には、面接会用の求人を作成することになりますが、一般求職者向けの求人（一般求人）については、一部例外を除き、理由なく年齢制限を設けることはできません。

（例外：「長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合（例外事由3号イ）」など。詳しくは[厚生労働省：労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係るQ & A \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)を参照ください。）

）

面接会用の一般求人については年齢制限が必要か慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

なお、年齢制限を設けない求人（年齢不問求人）については、面接会当日、45歳以上の求職者が企業ブースを訪問する場合があります。その場合であっても、求人票の内容どおり面接を行っていただき、求職者本人の適正と能力に基づき採否の判断をしていただくようお願いいたします。